

○ 論点1 国際水準GAPに取り組む農業者のメリットの明確化

・GAPに取り組む農業者のメリットには経済的なメリットと社会的なメリットがあり、具体的な推進方策を作っていくことが必要。(澁澤座長)

・GAPの魅力はSDGsの達成。世の中に貢献できることが取組の動機づけになる。(佐藤委員)

・SDGsの推進を図るためにGAPをプラットフォームに位置づけることは、現時点では農業者に裨益するかわかりにくく、手応えが感じにくいと思うが、長い目で取り組むことが重要。(中嶋委員)

・GAPはSDGsの目標に即した取組であることを広く周知し、SDGsに準拠した農場であることを標榜できるようにすると、GAPのステータスが向上し、GAP認証を取得している農場のモチベーション向上につながる。(藤井委員)

・SDGsとGAPの親和性は高い。SDGsの切り口でGAPを知ってもらうことが重要。(前原委員)

・GAPに取り組むことは、例えば、農薬を安全に使用することにつながるなど、農業者にメリットがあることを発信していくことが重要。(澁澤座長、佐藤委員)

・スマート農業の推進に向けて、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実施することとしているが、そのためには、国際水準GAPに取り組む、農場管理データなどを把握することが必要。(澁澤座長)

・GAPをスマート農業推進のための基礎となるプラットフォームとして位置づけていくことが必要。  
(中嶋委員)

## ○ 論点2 国際水準GAPの取組拡大に向けた指導体制の構築

- ・都道府県によってGAPの取組に差がある。国が主導して、どの程度の水準のGAPが必要か示しながら、都道府県の取組を進めてもらいたい。(武田委員)
- ・農業者への指導に当たっては農業者がわかりやすいように、GAPの各項目毎に農業者が理解できる解説の作成に取り組む必要。(佐藤委員)
- ・規模の大小を問わず、GAPの取組を推進していくためには、GAPに取り組む意義を感じにくい中小の農業者に対して、まずは、自らの経営を見直すためのツールとして活用してもらうことが大事ではないか。(佐藤委員)
- ・GAPの取組は多岐にわたるので、関連法規や制度、取組事例等の情報提供や相談が受けられる窓口を開設するとよい。(藤井委員)
- ・GAP指導員が、GAPの意義、目的を農業者にうまく伝えられていない。GAP指導員に対して、座学の研修で基準の解釈を指導するだけでなく、実際の生産現場におけるコーチング技術などを習得するための研修を実施する必要。(藤井委員、武田委員)
- ・GAPの取組拡大のためには、農家集団、団体の取組を増やしていくことが重要であり、そのためには、JAの部会の組織化なども含めて指導ができるGAP指導員を育成していくことが必要。(武田委員)
- ・都道府県GAPは、国際水準GAPガイドラインに盛り込まれる5分野を満たすよう見直していくことが必要であるが、その際、都道府県GAPの仕組みを廃止させるのではなく、新たなガイドラインに則した都道府県GAPとして、普及、指導、確認体制を維持するべき。(藤井委員)

### ○ 論点3 実需者、消費者への働きかけ

・実需者の事業活動や消費者の購買活動において、GAPの取組とSDGsへの貢献がイコールであること、GAP農産物の購買がSDGsに直結するという認識をもってもらえるようアピールすることが重要。

(藤井委員)

・SDGsと結びつけて消費者に対してGAPをPRする一方で、ベンダーや小売にもSDGsに取り組んでもらい、その一環でGAPを進めることができれば良いのではないか。(武田委員)

・卸売市場ではGAP農産物が他の農産物と差別化されていないことが多い。流通業者、市場関係者も含めて、GAPの取組を推進していくことが重要。(藤井委員)

・小売が自社の調達基準にGAPを位置付ければ直ちに消費者の購買につながるというのではなく、さらに、SDGsとの関係性を見える化するなど消費者にわかりやすく販売していく必要。(久留原委員)

・実需者からGAPを求めるニーズが強いと農業者のモチベーションにつながることから、幅広い実需者にGAPを優先した調達を行ってもらうなどの働きかけが必要。(前原委員)